

再就職等監視委員会の活動状況

(令和7年度)

1. 再就職等監視委員会の概要

(1) 再就職等規制及び再就職等監視委員会について

一般職の国家公務員については、国家公務員法（昭22法120。以下「国公法」という。）により、①他の役職員の離職後の営利企業等への就職のあつせん、②利害関係企業等に対する求職活動、③離職後における、かつて在職した機関の役職員に対する働きかけが原則禁止されている。（国公法第106条の2～第106条の4）

これらの再就職等規制については、国民の信頼に応えられる実効性のある監視体制を確立するため、内閣府に、独立して職権を行使する第三者機関として再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）が設置されている。

委員会は、国公法により内閣総理大臣の権限の委任を受けて、再就職等規制違反行為に関する調査及び承認等を行い、再就職等規制の遵守を図っている。

なお、行政執行法人の役員及び自衛隊員のうち一般定年等隊員（事務官等及び将官などをいう。以下同じ。）も、委員会の監視対象とされている。

(2) 再就職等監視委員会の委員長及び委員

委員会は、委員長及び委員4名をもって組織される。委員長及び委員は、人格が高潔で、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員又は自衛隊員（検察官、旧国立大学の教官等の一定の者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、国会の両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する（任期3年）。

表 令和7年度の委員長及び委員

| 職名 | 氏名 | 就任状況 | 主な職歴（令和7年度時点） |
|---------|-------|-------------|-----------------------|
| 委員長（常勤） | 若園 敦雄 | R6. 3. 21～ | 元東京家庭裁判所長 |
| 委員（非常勤） | 西村 美香 | H30. 3. 21～ | 成蹊大学法学部教授 |
| 委員（非常勤） | 橋爪 隆 | R 3. 3. 21～ | 東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長 |
| 委員（非常勤） | 原田 久 | R 3. 3. 21～ | 立教大学法学部長 |
| 委員（非常勤） | 木野 綾子 | R6. 3. 21～ | 弁護士 |

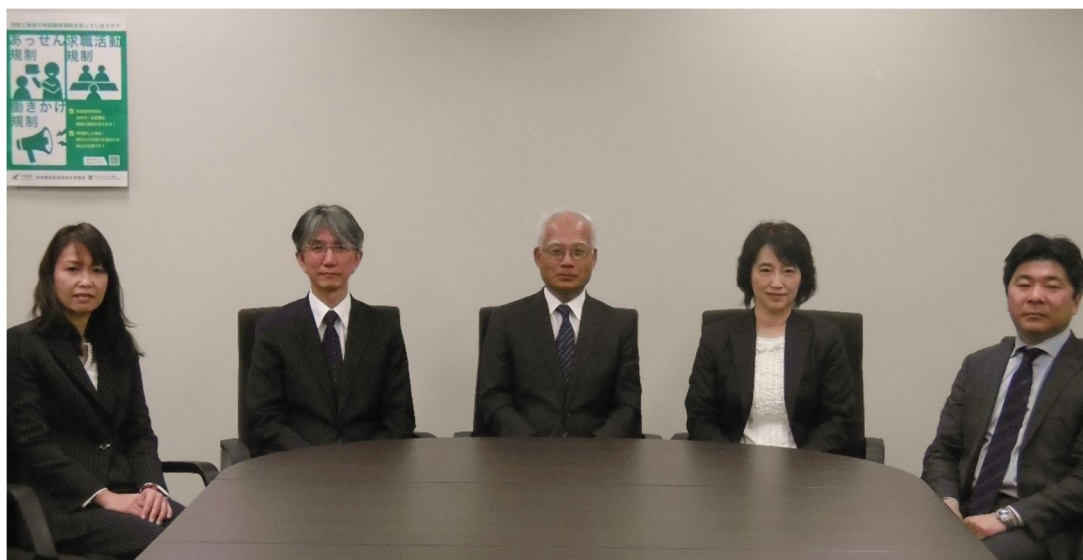
木野綾子委員

原田久委員

若園敦雄委員長

西村美香委員

橋爪隆委員



③ 令和7年度の委員会の開催状況

委員会の会議は、平成24年3月に第1回の委員会が開催されてから、令和7年度末までに計221回開催されてきた。

令和7年度においては、オンライン会議システムを活用しつつ、計14回の委員会を開催し、各回において、再就職等規制違反の疑いのある行為に対して再就職等監察官が行った調査の結果などについての議論が行われた。各委員からの主な指摘事項は以下のとおりである。

○制度の周知・理解促進について

- ・利害関係企業等による再就職の打診行為等によって職員の求職活動規制違反行為が誘発されることも考えられる。求職活動規制違反を防ぐためには、企業等の再就職等規制に対する理解が必要である。

- ・再就職等規制について、まだ地方支分部局には理解が十分に行き渡っていない可能性があるため、地方においても、人事担当以外の職員を含め、再就職等規制違反について引き続き研修を行っていく必要がある。
- ・求職活動規制では、国家公務員倫理規程とは異なり、職務との利害関係が潜在的なものにとどまる場合であっても利害関係企業等に該当し得る。この点について職員がしっかり理解できるよう引き続き研修等で周知するべきである。

○違反を防止するための府省等における対応について

- ・利害関係の判断に当たっては、営利企業等との契約の有無や、営利企業等が検査の対象に含まれるか等、利害関係を基礎付ける事実の有無について確認が必要となる。人事担当者のみならず、事実確認に関与する職員の利害関係の理解が不十分であると、必要な確認がなされず、結果的に人事担当者が利害関係の判断を誤るおそれもあるため、当該判断に関わる関係者は利害関係についての規定内容を正確に理解するとともに、利害関係を基礎付ける事実について正確に確認する必要がある。
- ・再就職に係る届出に再就職経緯等を正確に記載することが、再就職規制の適切な運用、ひいては公務の公正性への信頼の確保につながることを職員及び再就職者はしっかりと認識すべきである。

○違反を防止するための職員における対応について

- ・公募は条件を満たせば誰もが応募することができるものであり、職員が公募に応募する場合、求職活動規制に抵触する可能性を意識しにくいことも想定される。しかし、利害関係企業等の地位に就くことを目的として、公募の過程で自己に関する情報の提供等の行為を行えば、求職活動規制違反となることに注意が必要である。
- ・再就職者及び再就職先は、再就職・採用に当たり、その再就職が、国民に公務の公正性への疑念を抱かせるものではないかという視点をもって、再就職手続等を検討していただきたい。国家公務員の再就職自体に国民の疑念を抱かせないことも重要と考える。

○再就職等規制違反の調査について

- ・外形的な再就職経緯から違反の疑念を抱かせる事案について、調査の結果、再就職等規制違反が認められなかったとしても、再就職先である営利企業等の再就職等規制に対する意識の向上や公務に対する国民の信頼確保につながるため、引き続きしっかり調査すべきである。
- ・再就職等規制違反が認められなかった場合であっても、再就職の過程で誤解を招くような行為が見受けられた場合には、当委員会の問題意識を任命権者に伝えていく必要がある。

(4) 委員会に置かれる組織

委員会には、再就職等規制違反行為の調査等を行う再就職等監察官（以下「監察官」という。）が置かれている。監察官には、その職務の公正性を担保する観点から、委員会の議決を経て、役職員又は自衛隊員（検察官、旧国立大学の教官等の一定の者を除く。）としての前歴を持たない者を任命することとされている（常勤の監察官2名、非常勤の監察官8名（令和8年3月31日現在））。

また、委員会の事務を処理するため、事務局が置かれている（定員15名（令和8年3月31日現在））。

2. 再就職等規制違反行為への対応

委員会では、国公法、独立行政法人通則法及び自衛隊法の規定に基づき、一般職の国家公務員、行政執行法人の役員及び防衛省の一般定年等隊員（以下「役職員等」と総称する。）の再就職等規制の遵守を図っている。これらの者について再就職等規制違反の疑いがある情報を得た場合には、内容を精査し必要な確認を行った上で、国公法等に基づき調査手続を開始することとなる。

(1) 再就職等規制違反行為に対する調査手続の概要

再就職等規制の違反が疑われる事案の事実解明のための調査や、規制に違反した役職員等に対する懲戒処分等の措置は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、原則として各府省等の任命権者が行うこととなるが、再就職等規制違反が疑われる事案の調査については、その客観性・公正性を確保するとともに事実の解明に向けた調査が十分に行われるよう、委員会が一定の関与をすることが国公法等に規定されている。

任命権者が役職員等又は役職員等であった者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、国公法等の規定に基づき、任命権者が委員会に報告を行った上で調査を実施することとなるが、調査が適切に行われるよう、委員会は、任命権者の行う調査に関与する。また、必要があると認めるときは、委員会が任命権者と共同で調査を行うことができる。さらに、任命権者が行う調査では調査の客観性・公正性を確保できないことが明らかであるなど、特に必要があると認めるときは、委員会が自ら調査を行うことができることとされている。

(2) 再就職情報の精査

一般職の国家公務員の再就職については、その透明性を確保するため、国公法第 106 条の 24 等の規定に基づき、①役職員が在職中に再就職の約束をした場合、②管理職職員であった者が離職後 2 年間に独立行政法人等の役員に再就職しようとする場合、③管理職職員であった者が離職後 2 年間に②以外の営利企業及び営利企業以外の法人に再就職した場合、役職員又は元役職員は、①については任命権者に、②及び③については内閣総理大臣に届出を行わなければならないこととされている。この際、①の任命権者に対する届出のうち、管理職職員が届け出たものについては、任命権者が内閣総理大臣に速やかに届出に係る事項を通知することとされている。

管理職職員の再就職情報については、国公法第 106 条の 25 に基づいて、内閣において一元管理され、四半期ごとにその内容が取りまとめられて公表されている。委員会では、当該事務を担当する内閣人事局に対し再就職届出情報のデータの提出を求め、提出を受けた全ての再就職案件（令和 7 年度の提供数は約 1,800 件）について、再就職の経緯等の確認を行っている。その上で、必要に応じて、再就職した元職員や人事当局、再就職先などに対して予備的な調査を自ら実施し、又は任命権者に行わせ、その結果、再就職等規制に違反する行為が行われた疑いがある場合には、国公法等に基づき、調査手続を開始することとなる。行政執行法人の役員及び一般定年等隊員についても、同様の取扱いをすることとしている。

(3) その他の監視活動

委員会では、新聞・雑誌等に載せられた記事など様々な情報から違反行為の疑いに関する情報を収集している。

また、委員会では、広く違反行為の疑いのある情報を収集するため、違反通報窓口を設置している。当該窓口寄せられた情報については、必要な確認を行った上で、再就職等規制に係る違反行為の端緒となる情報と判断した場合には、国公法等に基づき、調査手続を開始することとなる。

違反情報受付窓口

再就職等監視委員会では、再就職等規制違反行為に関する情報収集のため、規制違反行為に関する情報を幅広く受け付けています。**秘密を厳守します。匿名でも構いません。**

【メールフォーム】 <https://form.cao.go.jp/kanshi/opinion-0006.html>

【郵送】 〒100-0004 千代田区大手町一丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館
内閣府 再就職等監視委員会 再就職等監察官宛

【電話】 0120-344-954(フリーダイヤル)

※内閣府再就職等監視委員会 HP (<https://www5.cao.go.jp/kanshi/>) に掲載

④ 再就職等規制違反事案等の概要

委員会の成立（平成24年3月）以降令和7年度末までの間において、31事案の再就職等規制違反が認定されてきた。

このうち、令和7年度において再就職等規制違反が認定された事案は2件であり、その概要は以下のとおりである。

表 令和7年度における再就職等規制違反認定事案の概要等

| 違反行為 | 関係府省 | 事案概要 |
|--|-------|---|
| 1 ①在職中に利害関係企業等に対し、求職行為を行った事案（国公法第106条の3第1項違反） ②③営利企業等に対し、他の職員に関する情報提供等をし、あっせんを行った事案（国公法第106条の2第1項違反） | 特許庁 | ①特許庁元課長級職員Aが、特許庁在職中、利害関係企業等である法人Xに対し、離職後に法人Xの地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、当該地位に関する情報の提供を依頼したものの。 ②特許庁元部長級職員Bが、特許庁在職中、営利企業等である法人Xに対し、職員Aをその離職後に法人Xの地位に就かせることを目的として、Aに関する情報を提供したものの。 ③特許庁元局長級職員Cが、特許庁在職中、営利企業等である法人Xに対し、元職員Aを法人Xの地位に就かせることを目的として、Aに関する情報を提供したものの。 |
| 2 在職中に利害関係企業等に対し、求職行為を行った事案（国公法第106条の3第1項違反） | 厚生労働省 | 元本省職員（課長）が、在職中に、利害関係企業等に対して、当該利害関係企業等の地位に就くことを目的として、求職行為を行ったもの。 |

3. 再就職等規制に関する周知・広報活動

(1) 職員に対する周知・研修

委員会では、各府省の退職管理担当者に対し制度説明会を実施し、担当者自身の制度理解及び所属職員への制度周知の徹底を促すとともに、研修に活用できるパンフレット等の作成や各府省の一般職員を対象とした e ラーニングの実施等により各府省等における制度周知・研修に対する支援を行っている。

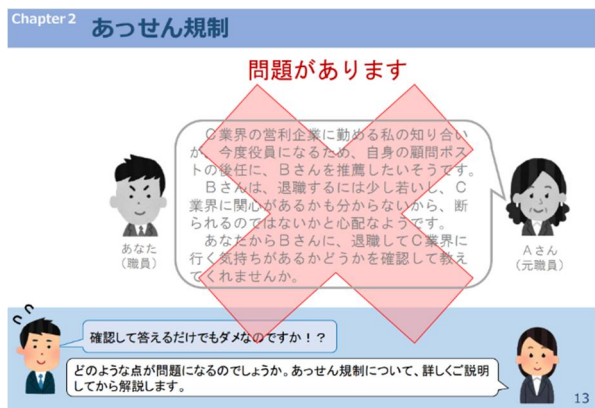
退職管理担当者等を対象とする制度説明会については、令和7年度においては、地方支分部局等の担当者の参加も呼びかけ、令和6年度に引き続き Web 会議方式において、本府省及び地方支分部局両方を対象として実施し、289名の参加を得た。制度の概要についてナレーション付きの説明資料で事前に学習を求めた上で、説明会においては事例紹介等を行う実践的な方法が概ね好評であり、今後も事例紹介を希望する意見が多かった。

また、制度説明会に参加できなかった退職管理担当者や制度について知りたい一般の職員向けに、令和6年度と同様、ナレーション付きの説明資料等を政府共通インフォメーションボードに掲載している。

令和3年度から上記制度説明会に加えて実施している、一般の職員を対象とした再就職等規制に関する e ラーニングについては、昨年同様、本府省課長補佐級以上を主な対象とした通常コースと、係長級以下を主な対象とした若手職員向けコースの2コースを実施した。令和7年度は、通常コースで35府省等の1万8232名、若手職員向けコースで34府省等の1万2573名が受講を修了した。また、インターネット環境につながる端末が少ない府省においては、同一内容の資料を用いてオフラインでの研修を実施し、通常コースで3万1495名、若手職員向けコースで1万4090名が受講を修了した。e ラーニング・オフライン研修修了後の受講者アンケートによれば、研修を受講したことにより再就職等規制について「十分理解できた」又は「ある程度理解できた」との回答をした者の割合が通常コース、若手職員向けコース共に約97%という結果になっている。

なお、通常コースの受講者では、研修受講前からの再就職等規制の認知度は、e ラーニングを開始した令和3年度の約60%から令和6年度には約80%へと年々上昇していた中、令和7年度には約70%に減少したが、令和7年度はオフラインでの受講者が大幅に増加していることから、これまで再就職等規制に係る研修を受講したことのない職員の受講が増加したことによるもの考えられる。一方、若手職員向けコースの受講者では、研修受

講前からの再就職等規制の認知度が令和7年度でも約50%と低いため、今後も再就職等規制の周知徹底を図りたい。



通常コース教材



若手職員向けコース教材

(2) 企業・団体等に対する周知・広報

再就職等規制に関しては、職員自身が規制遵守を徹底することは当然のことながら、再就職先となる営利企業等に対しても規制の内容を周知し理解を得ることが重要と考えられる。委員会では、再就職等規制について企業・団体等に対し理解を促すリーフレットを作成し、例年、全国の経済団体等を訪問するなどして、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行うよう協力を依頼している。

令和7年度においても、令和6年度に引き続き、国家公務員の再就職が相対的に多いと考えられる比較的大規模な企業等を主たる会員とする経済団体や、地方主要都市に所在する県単位の団体に重点を置いて訪問した。計13都道府県の合計54団体に訪問・協力依頼することで、会員に対してリーフレットが配布されたり、会報誌、ウェブサイト、メールマガジン等に再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口を知らせる記事が掲載されたりするなどの協力が得られた。

また、訪問の対象としなかった主要都市以外の経済団体に対しても、所属会員企業数が多い経済団体及び地区内の企業への国家公務員の再就職が多いと考えられる経済団体を抽出し、会員企業への周知を依頼する文書を送ったところ、ホームページへの記事掲載や会員企業へのメールマガジンの送付など、多くの団体から協力を得ることができた。

これらのほか、企業・団体の人事・労務部門担当者の目に留まり関心を持ってもらうことを期待し、Web サイト（日経電子版（株式会社日本経済

新聞社）及び日本の人事部（株式会社 HR ビジョン）においてバナー掲載を行った。目を引く色合いやデザインのバナーを用意して再就職等規制の存在を周知すると共に、当該バナーをクリックすると当委員会ホームページの営利企業・非営利法人向けページ（<https://www5.cao.go.jp/kanshi/keizaidantai.html>）へリンクするようにした。

結果として、2つの Web サイト併せて 159 万 PV（ページビュー）を達成し、これらの Web サイト経由での当委員会ホームページへのアクセスは 2,271 件に上った。



「日本の人事部」掲載画面

③ 官民人材交流センターとの連携

国公法第 18 条の 5 において職員の離職に際しての離職後の就職の援助は内閣総理大臣の事務と位置付けられており、当該事務は、内閣府設置法第 40 条第 2 項及び国公法第 18 条の 7 に基づき内閣府に設立された官民人材交流センター（以下「センター」という。）に委任されている。センターの職員が職務として行う場合は再就職規制の例外とされており、センターにおいては、平成 31 年 1 月から、企業・団体等の求人情報や再就職を希望する職員の求職情報を収集し、相互に提供することで自主的な求職活動を支援する「求人・求職者情報提供事業」を実施しており、当該サービス利

用のための専用ウェブサイトとして、求職者情報の登録や変更、求人への応募希望の連絡などの手続を、インターネット上で行うことができる「官民ジョブサイト」を運用している。

職員の適切な再就職を促進するためには、再就職規制の遵守状況を監視する委員会と適法な求職活動を支援するセンターが連携して周知・広報活動に取り組むことが効果的であることから、経済団体・業界団体等への制度周知・協力依頼を連携して行っている。